

「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業」実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構（以下「推進機構」という。）が行う「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業（以下、「本事業」という。）」の実施に必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本事業は、担い手（人材）確保や技術力の向上・継承などの、建設産業の課題、社会資本の整備や維持管理及び美しい宮崎づくりに関する研究・活動を支援することにより、建設産業の課題解決、建設事業の技術水準向上、景観形成等を図り、もって良質な社会資本整備の推進に寄与することを目的とする。

（対象）

第3条 本事業が対象とする研究・活動は、次の各号に掲げるもの及び推進機構があらかじめ設定したテーマ（以下「特定テーマ」という。）に関する研究とする。

「研究」

- 一 建設産業の課題に関する研究
- 二 建設技術の発展又は社会資本の整備に寄与する新技術・新工法の研究
- 三 美しい宮崎づくりに関する研究
- 四 その他、第2条の目的に沿った研究

「活動」

- 五 社会資本整備や維持管理に係る講演会、フォーラムなどのイベント活動
- 六 現場研修など担い手確保に取り組む活動
- 七 美しい宮崎づくりに関する活動
- 八 その他、第2条の目的に沿った活動

（助成対象者）

第4条 本事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、原則として、宮崎県内にある教育機関（大学又は高等専門学校等）、NPO法人及び営利を目的としない団体とし、事業者及び個人は助成の対象外とする。

(助成金)

第5条 推進機構は、一件の「研究」に対して年間100万円以内、一件の「活動」に対して年間30万円以内の助成金を交付することができる。

ただし、同一の「研究」に対しては3箇年度を超えて助成金を交付することはできない。

- 2 交付することができる助成金は、一つの団体に対して一件とし、重複して交付することはできない。ただし、特定テーマに関する研究を行う団体については、この限りでない。
- 3 助成金以外の他の補助金等を申請している「研究」又は「活動」については、他の補助金等の補助対象経費以外の経費に限り、助成金を交付することができる。
- 4 助成金は、研究又は活動に直接必要な経費に充てることとし、原則として「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業費目一覧表」(別表)に示す経費とする。

(交付の申請及び交付の決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金交付申請書」(様式1)及び添付書類(様式1-1、様式1-2)を、推進機構が定める期限までに、推進機構に提出しなければならない。

- 2 推進機構は、第1項の申請があったときは、書面審査等を行うほか、別に定める「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業審査委員会」の審議を経て、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定を行うものとする。
- 3 推進機構は、助成金の適正な執行を図るため、必要な条件を付することができるものとする。
- 4 推進機構は、第2項に基づく交付の決定を行った場合は、「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金交付決定通知書」(様式2)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)のうち、「研究」に係るものについては、「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金交付請求書(研究)」(様式3-1)により助成金の交付を請求することができるものとする。

また「活動」に係るものについては、第10条第3項の規定に基づく通知を受け

た後、「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金交付請求書（活動）」（様式3-2）により助成金の交付を請求することができる。

2 推進機構は、前項の請求に対して、交付の決定をした金額の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

（助成金の変更）

第8条 助成事業者は、交付の決定の通知を受けた後、次の各号に該当することとなったときは、速やかに「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金変更交付申請書」（様式4）を提出しなければならないものとする。

一 交付の決定があった助成金の費目別の金額について、3割かつ10万円を超える増額が生じ又は生じることが見込まれるとき。

二 研究又は活動の内容について、実施内容や施行箇所などに大幅な変更が生じ、又は生じることが見込まれるとき。

2 推進機構は、前項の申請の内容が適正であると認めたときは、変更の承認を行うものとする。この場合、助成金の額の変更を伴うものについては、併せてその決定を行うものとする。

3 推進機構は、前項の承認及び決定を「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業助成金変更交付決定通知書」（様式5）により、助成事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 助成事業者は、交付の決定を受けた年度における研究又は活動が完了したときは、速やかに（遅くとも交付決定通知書（様式2）に記載する最終期限の日までに）、完了報告書（様式6）及び添付書類（実績概要（様式6-1）、決算書（様式6-2）、実施状況写真（様式6-3））を推進機構に提出しなければならない。

なお、決算書には、各予算費目の支払い状況が確認できる領収書の写しを添付しなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由により、領収書の写しを添付できない場合は、代わりに請求書等決算内容が確認できる資料を添付できるものとするが、この場合、後日、推進機構が定める日までに領収書の写しを提出しなければならないものとする。

2 前項のただし書きにより、推進機構が定める日までに領収書の写しを提出できない場合、推進機構は、助成事業者に対し、助成金の返還を求めることができるものとする。

(助成金の額の確定等)

第10条 推進機構は、前条の報告を受けたときは、その内容が交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 推進機構は、前項の規定により確定した金額を超える助成金が既に交付されているときは、その返還を助成事業者に請求するものとする。

3 推進機構は、前二項に係る金額を「宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業確定通知書」(様式7)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の取消し)

第11条 推進機構は、助成事業が次の各号に該当すると認められる場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき。

二 助成事業者が交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

三 助成事業者が研究又は活動を実施しなかったとき。

四 他の補助金等の補助対象経費と重複して申請したとき。

2 前項に基づき交付の決定が取り消された場合、既に助成金の交付がなされているときは、助成事業者は取り消された助成金に相当する金額を返還しなければならない。

(公開)

第12条 推進機構は、本事業の公益性や透明性を確保するために、助成事業者が実施した研究又は活動の概要を推進機構のホームページで公開することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則 1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

2 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

(別表) 実施要綱第5条第4項、様式1-2・4-2・6-2関係

宮崎『ひと・まち・みらい』づくりに関する研究・活動等助成事業費目一覧表

費目	内容
賃金	研究・活動を実施する上で必要となる補助作業員（助成事業者は除く）に対する賃金。
旅費	研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費であり、成果発表に係る費用は除く。
需用費	研究・活動を実施する上で必要となる物品購入費やテキスト作成等の印刷費。ただし、物品購入費は1点10万円未満の物品であり、同一の物品を複数購入する場合でも総額10万円未満とする。
役務費	研究・活動を実施する上で必要となる通信費、資料等の運搬費、保険料、廃棄物等の処分料及び文献・文書資料等の開示請求の手数料。
賃借料	研究・活動を実施する上で必要となる機材、車両、会場等の使用料。
諸謝金	研究・活動を実施する上で必要となる第三者からの助言、協力に対する謝礼。
管理費	要綱第4条で定める教育機関の会計部門等において、助成金の管理を行う際の事務処理費。ただし、管理費は直接経費*の合計金額の5%を上限として計上できる。 直接経費*（賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料、諸謝金）

附則

この別表は、令和元年5月24日から施行する。